

第9章 土木事務所のあゆみ

あらまし

土木事務所は本市の緑政土木行政の最前線としての役割を担っている。その歴史は大正時代に4つの事務所から始まり、市域の拡大などにより16区それぞれに設置されることとなった。また、過去には緑地を管理する公園分所が別にあり、土木事務所とともに現地管理の両輪をなした時期もあったが、時代の変化に合わせて順次土木事務所に統合されていった。道路、河川、公園等のインフラは市域面積の約4分の1を占めており、土木事務所はこれらの整備や維持管理を通じて、安全で快適なまちづくりに努めている。

第1節 土木事務所の施設

1 事務所について

土木事務所の沿革としては、大正13年に東・中・西・南の4土木管区事務所が開設されたことに始まっている。その後、市域の拡大や土木局の発足等に伴った種々の組織改編を経て、昭和50年2月に名東区・天白区が分区独立し同年4月に名東・天白土木事務所が設置されたことにより、現在の16土木事務所となっているが、その後も施設の老朽化等に対応するため、移設や改築、他の所管施設との同一庁舎化等が行われている。

平成5年には、中土木事務所が改築され、名古屋市土木事務所ビルとなり、他局の部署等も含む合同庁舎となった。

平成7年には、中村土木事務所が千成コミュニティセンター、中村公園西自転車駐車場との合同庁舎となった。

平成9年には、昭和土木事務所が名古屋市職員寮との複合施設として新庁舎となった。さらに、千種土木事務所も改築された。

平成11年には、熱田土木事務所が新庁舎となった。

平成16年には、瑞穂土木事務所が新庁舎(瑞穂保健センターとの合同庁舎)となった。

平成22年には、緑土木事務所が緑区鳴海町から左京山へ移転、改築された。

平成27年には、港土木事務所が港区築盛町から港明一丁目の港区役所庁舎へ移転、合同庁舎となった。

令和5年1月には、中村土木事務所が中村区香取町から松原町へ移転、区役所、市税事務所、保健センターとの複合庁舎となった。

2 公園分所について

公園分所は、平成7年度に公園における失業対策事業がすべて廃止となって以降、12土木事務所で緑地係員の執務場所として存続された。しかし、土木事務所の老朽化が進み、平成2年に土木局において土木事務所を順次建替えていく方針が示されていたことから、そのなかで、公園分所については建替えに併せて、土木事務所に統合することとなった。

平成5年、中土木事務所の建替えに伴い久屋大通公園分所が廃止され、その後、中村、昭和、千種、熱田、瑞穂の各土木事務所の建替えに併せて、公園分所は土木事務所に統合された。近年の財政状況の悪化により、建替え計画は延期を余儀なくされたが、押切公園、徳川園、土古公園、松葉公園の各公園分所については、建替えを待たずに、現土木事務所を改修することで土木事務所への統合が図られた。

また、呼続公園については平成22年、名城公園については平成24年にそれぞれ廃止されたことで、土木事務所の緑地係と共に歩んできた公園分所は、現在はすべて廃止されている。

第2節 土木事務所の組織

土木事務所は、時勢の変化に応じて、組織の新設や土木事務所長権限の委任事項を変更するなど柔軟に対応をしている。

この節では、主に土木事務所長の権限の拡大や副所長の新設による組織の強化、平成23年度の土木事務所再編による組織の変化や区役所との関係による組織の変化について記述する。

1 所長の権限拡大について

所長の権限が拡大される前の平成5年当時、道路占用許可事務等は以前からその事務が土木事務所限りで完結されず、申請から許可までの期間等が長期にわたっており、その短縮等について市民等から要望が出ていた。

そうしたなか、平成6年4月1日より全部改正された土木事務所長委任規則が施行され、土木事務所長の権限が大幅に拡充した。

その目的は、土木事務所長の権限強化により、土木事務所限りで処理できる事務を拡充、合理化することにより住民サービスの向上を目指すものとされた。

その内容は以下のとおりである。

- ①道路法第24条に規定する工事の承認の権限について、従前その一部を所長権限としていたものを、全て所長権限とした。
- ②道路法第32条に基づく道路の占用許可権限のうち、高压ガス管等を除くものを新たに所長権限とし、大幅に権限を拡大した。また、道路法第39条による占用許可に伴う占用料の徴収事務及び占用料の減免についても一部を除き所長が行うこととなった。
- ③道路法第35条に規定する国の行う道路の占用に関する協議に対する回答の権限を、一

部の例外を除き所長に委任し、旧規則の適用範囲を拡大した。

- ④道路法第71条第1項及び第2項に定める監督処分について、事務所の行う工事に伴う占用物件の移設に関するものに限定されていたものを、承認工事及び土木事務所長の許可する占用物件に関するもの並びに規則第6号に規定する通行禁止又は制限に違反した者に対する処分に拡大した。
- ⑤道路法第95条の2第1項の規定による公安委員会に対する意見聴取の権限を拡大した。
- ⑥交通規制に伴う公安委員会又は警察署長からの意見聴取に対する回答の権限のうち、2以上の行政区にわたる交通規制以外のものを全て委任した。

その結果、道路法第32条に基づく占用許可（一部例外を除く）や、道路法第24条に基づく工事の承認等、住民に密着した道路の許認可の事務のほとんどが土木事務所限りで完結できるようになり、また、警察署長又は公安委員会との協議や意見聴取等について、事務所の行う各種工事や占用工事等に伴うものを事務所限りで行うことができることとなった。

それ以降も土木事務所限りで完結できる事務が拡充され、住民サービスの向上が図られた。

平成7年には名古屋市都市公園条例の規定による行為の許可が所長権限となった。

また、平成9年には道路の区域線証明及び河川の区域証明が所長権限となった。

ただし、この境界測量業務については、平成21年度から、業務の効率化と技術的専門性を確保するため、方面別事務所の業務として集約化されることにより、土木事務所の所管事務ではなくなった。

2 副所長の設置について

副所長が新設される前の平成5年当時は以下のような状況であった。

- ①自転車駐車対策、不法占用物件の適正化など行政監理的要素の強い事業が市民ニーズのウエイトとして重くなってきていた。
- ②福祉都市環境整備事業等、計画段階から市民の要望を反映すべき事業が多くなってきており、これらの事業に係る関係行政機関との調整、地元住民との折衝等の業務量が増大していた。
- ③非常配備体制時において、所長は配備職員の指揮監督を行うとともに、地域との連絡調整も密に行わなければならない等、その負担が非常に重くなっていった。
- ④関係行政機関との会議、様々な地域活動や地元イベント等には、ほとんど所長が出席しなければならないほか、事業執行上の現場業務が多く、事務所における業務の進行管理、労務管理が困難になっていた。

そうした中、平成6年4月1日から北、西、中川、港、守山、緑の6土木事務所に副所長が設置された。

設置の目的は、以下のとおりである。

- ①(旧)土木局の行う工事・(旧)土木局の行う各種事業に係る調整業務の充実
- ②各種まちづくりの施策に対する土木事務所の積極的な参画
- ③災害時における非常配備体制の充実
- ④所長不在時の監督体制の充実

これらへの対応を図ると同時に、前述の土木事務所の権限強化のための事務移管を受けられるような体制づくりがなされた。

副所長の位置づけとしては、所長と各係長・主査との間におかれるライン上の組織で

あり、所長権限のうち、不法物件対策等の主として副所長が分担する事務を選定し、補助執行することは可能であるが、主幹と異なり、明確な担当事務(特命事項)を持つものではないとされた。

副所長の分担する事務は、土木事務所と総務課が協議して選定するものとされ、以下の事務等が副所長の分担とされた。

- ①放置自動車に関する事務全般
- ②不法物件に関する事務全般
- ③自転車の駐車に関する事務全般
- ④まちづくり施策に関する事務全般
- ⑤道路、河川等の境界明示に関する事務全般
- ⑥ホームレスに関する事務全般

副所長の権限については、土木事務所処務規程第4条第2項に定める所長に事故のあるときの職務代理の権限とされ、公所長以下代決規程に規定する代決権限はないとされた。

それ以降も、土木事務所の体制強化を図るべく、順次副所長が設置された。

平成7年4月1日から中村、中の土木事務所に、平成8年4月1日から千種の土木事務所に、平成10年4月1日から名東の土木事務所に、平成13年4月1日から天白の土木事務所に、平成23年4月1日から東、昭和、瑞穂、熱田、南の土木事務所に副所長が設置され、16区すべての土木事務所に副所長が設置された。

3 平成23年度の土木事務所再編について

平成23年4月から土木事務所の組織が再編され、北・西・中村・中・中川・港・守山・緑の8土木事務所からなる「大土木」、千種・南・名東・天白の4土木事務所からなる「中土木」、東・昭和・瑞穂・熱田の4土木事務

所からなる「小土木」と区分し、新体制となった。

事務係、維持係、工務係及び緑地係の4係であったのが変更され、「大土木」では管理係、維持第一係、維持第二係、整備係の4係となり、「中・小土木」では管理係、維持係、整備係の3係となった。

再編の基本的な考えとして、管理係で道路管理事務の完結を目指し、管理係に技師1名を配置し、道路監察・占用・承認・各種協議の業務が旧維持係から管理係に配分された。

また、その他の係間の業務配分の主な特色として、事務所ごとに違いがあるものの、維持係に補修班・巡視員が配属され、道路・河川・緑地の維持管理(小規模な工事を含む)を行い、整備係が整備工事全般(小規模な工事を除く)を行うものとされた。

なお、「大土木」では維持第一係に補修班を配属し、道路・河川の維持関連や街路樹の管理を行うものとされ、維持第二係に巡視員を配属し、公園の管理等を行うものとされた。

また、前述のとおり、16土木事務所全てに副所長が設置され、「小土木」では係長を事務取扱とし、その職務は、所長と副所長の協議で決められることとなった。さらに、土木事務所を統括する部長級(地域企画参事)が新設されることとなった。

4 区役所との連携強化について

区役所において、地域課題を自らの権限と責任において主体的に解決できる「地域の総合行政機関」となることを目指して取り組みがなされてきた。

その取り組みとの関係において、平成17年、区内3公所(環境事業所、消防署、土木事務所)の課長級職員が区役所兼務(兼任)主

幹(安心・安全で快適なまちづくり推進)とされ、土木事務所と区役所の連携体制が強化された。

さらに平成23年には、区役所兼務主幹(土木)の担当事務が区政運営の推進に拡充された。

兼務主幹の効果として区政運営方針の策定等の検討段階から土木事務所が関与するようになったほか、兼務主幹会議の開催等を通じて区役所と密に情報交換が行われるようになり、防災訓練や各種啓発行事等の実施にあたって、区役所との事前調整等が密に行われるようになった。

また、平成27年に港区役所庁舎内へ港土木事務所が移転し、区役所との連携強化が進められた。

平成29年3月、「区のあり方基本方針」が発表され、平成30年度から土木事務所を区の組織として位置づけることや、単独庁舎となっている土木事務所について区役所との同一庁舎化を進めることが発表された。

区役所編入について、平成29年に各種検討会議が開催され、編入の方向性や編入後の事務上の課題、連携の取り組みや編入後の組織体制について議論が行われた。

編入後においては、区長の指揮命令化に入るものの、以下のとおりとされた。

- ①土木事務所に係る予算は引き続き緑政土木局で所管する
- ②土木事務所長委任規則に基づく所長権限はそのまま保持される
- ③全市的な視点で行う業務については引き続き緑政土木局の基準のもとで実施する
- ④業務分担や事務執行の流れはできるだけ変更しない方向で調整を進める。

平成29年度の経済水道委員会の所管事務調

査でも編入についての議論がなされたが、所管事務調査での意見を受けて平成30年4月からの編入が見送られ、平成31年度からの編入を目指すこととなった。その後、総務局、市民経済局、緑政土木局で検討を進めた結果、平成31年度の編入を見送り、改めて検討していくこととなった。

連携の取組みについては市民サービス向上の観点から一層の推進を図ることとされ、区役所が区内公所と協力して策定した「区将来ビジョン」に基づき令和2年度から「区の特性に応じたまちづくり事業」を実施しており、土木事務所も参画することで連携を深めている。

また、既存施設の有効活用やアセットマネジメントの考え方に基づく集約化・複合化整備等、条件が整った場合には、現在単独庁舎の土木事務所についても区役所との同一庁舎化を進めている。

第3節 土木事務所の業務

1 土木事務所の業務

今日における土木事務所は道路・橋、河川・水路、公園・緑地について、日々パトロールを行うとともに、施設の新設・改良・維持修繕等の工事の実施や施設の管理、放置自動車や放置自転車、ホームレスへの対応等、様々な業務を行っている。

また、道路工事の施行承認や野球場・テニスコート等の有料公園施設の使用など、道路や公園に関する各種手続きの窓口業務も行っている。

土木事務所の重要な役割として防災活動がある。大雨や地震等の天災に際しては、非常配備体制をとり、被害防止のため道路・河川・公園等の巡視や作業を行うとともに、被害が発生した場合は応急復旧を実施することとなる。

2 各区の独自取組みや対応等

土木事務所においては、各区の特色や課題に対応するため、関係機関等と連携した独自の取組みが実施されている。以下において、各区独自の取組みや対応の例を挙げる。

千種土木事務所

- ・事務所の位置、局内組織の併存について

現在の事務所は区の東端に位置している。昭和50年2月に名東区が分区独立するまでは、区の中心であった。数年後に千種区役所と同一庁舎化されれば、区の中心に近づくこととなる。

建物3階には、平成9年に事務所が建替られた当初から平成17年3月まで、広小路整備事務所が入っており、その後、平成21年4月

から現在まで東部方面測量事務所が入っている。

- ・アジサイいっぱい運動

平成2年1月、市制100周年千種区記念事業として、区の花に「アジサイ」が制定された。平成27年度から、区の魅力向上のため千種区役所や地域と連携し、「アジサイいっぱい運動」を進めている。

- ・都市計画道路池内猪高線工事について

平成15年に地域住民の十分な理解を得られないまま工事着手することになってしまった結果、地元から日照権や排気ガス、交通量の増加に伴う騒音等、高架式道路反対運動が起こった。

そこで、まずはより多くの住民の意見や疑問に答えるため、事業や工事の進捗状況等を記載した「池内猪高線だより」を平成16年5月から定期的に作成し、職員が戸別配布を行った。

また、現場に広報板を設置し、情報が行き届くように工夫した。さらに、建設現場のイメージアップにつながるように、平成17年9月から地域住民や小学校の児童と共に事業地に花を植える「花いっぱい運動」を行った。

その後、地域住民により「日泰寺西のみちを考える会」が平成22年2月に結成され、大学教授やまちづくりコンサルタントが加わって、高架下・側道空間の利用についての勉強会を行うようになった。この会を広く公に認められた検討会とするため、同年10月に本市が事務局となり公募により検討委員を募集し、整備計画検討会を立ち上げることにした。こうして作り上げた整備計画案は、行政が独自に作成したものではなく、公募による市民が作成したものであることを明確にするため、市民検討委員が地域住民に対する報告会を行った後、緑政土木局長へ提出した。

このような取り組みを経て、平成25年1～2月の花壇づくり・植栽の施工イベントや同年5月の開通式典には、各300人もの地域住民が参加することとなった。



千種土木事務所

東土木事務所

- 地域、学校、保育園との協働事業

令和元年度から、東槿木公園にて東槿木公園愛護会、愛知商業高校、東区役所と、木ヶ崎公園にて木ヶ崎公園第二愛護会、やだ保育園とそれぞれ協働して花苗等を植栽することで、地域に色どりを与える花壇づくりを行っている。

- 明倫コミュニティセンターの移転と資材置き場の確保

昭和60年に土木事務所敷地内に建設された明倫コミュニティセンターが、令和4年3月に旧出来町南公園敷地内に移転された。令和5年3月には、跡地の利用により他土木と比べ著しく狭かった資材置き場の拡大が実現し、平常時の円滑な事業運営が可能となるだけでなく、風水害時の倒木等の仮置場としての利用等、災害対策能力の向上を図った。



東土木事務所

北土木事務所

- 関連団体と連携した活動の実施

庄内用水の年間通水を機に、平成22年度から辻小学校と連携し、庄内用水の学習会、生き物観察会を毎年度実施している。

また、平成23年度から光城学区と連携し、庄内用水の外来種植物の除去活動を毎年度実施している。

平成24年度からヒメボタルの会と連携し、ヒメボタルの育成環境に配慮した外堀の維持管理を毎年度実施している。

また、楠小学校の総合学習における出前授業を行っている。

令和2年度に北区役所と連携し、黒川ロマンの会はじめ4団体、黒川沿川8学区とのワークショップを行い、「くろかわ桜咲くプロジェクト」として桜の保全計画を策定し、活動報告会を毎年度実施している。

- 平成3年台風第18号における北区の被害対応

平成3年9月19日早朝の大雨で新地藏川が増水したため、生棚川樋門及び境川樋門を約2時間閉門したことにより、楠西学区、楠学区で最大水位1.5mの浸水被害が発生した。その後、浸水対策として上下水道局により喜惣治ポンプ所が整備されたが、地元からの要望で水防時期のみ喜惣治地区に移動ポンプを

設置している。

また、矢田川では低水敷に架かる新矢田川橋が流出する被害が発生した。その後、平成5年に下流約400mの位置にふれあい橋が完成したことから廃橋となった。

- 東海豪雨(平成12年9月)における北区の被害対応

東海豪雨では市内の多くの河川が増水し、北区内では境川樋門付近の新地藏川右岸堤防、国道302号付近の新川右岸堤防がそれぞれ破堤し、甚大な浸水被害が発生した。その後、浸水対策として生棚川、境川流域で雨水貯留施設を整備したほか、地元からの要望で水防時期のみ境川、生棚川の樋門付近に移動ポンプを設置している。

また、豊山町管理の堂前川護岸嵩上げを本市予算で行い、豊山町内の境橋左岸に止水板施設を整備した。

- 黒川桜のライトアップ

平成元年に開催された世界デザイン博覧会で使用された照明を堀川の木津根橋から新堀橋間の右岸に移設し、桜の開花時期にライトアップを実施していた。しかし、設備の老朽化により徐々に実施範囲を縮小していき、新型コロナウイルス感染症を機に平成31年の実施を最後とし、事業廃止した。

- 庄内川、矢田川間堤防道路の車両通行止

庄内川、矢田川間の堤防道路は、道路を舗装することで走行性が向上して交通量が増えるなどの懸念から地元反対があり、舗装することができず砂利道として維持管理することに苦慮していた。地元との調整を重ねた結果、令和4年末から自転車歩行者専用道路として、アスファルト舗装を実施した。



北土木事務所

西土木事務所

- 枇杷島アンダーパスの通行止め

西土木事務所が庄内川の水位上昇に伴い、閉鎖することとしている枇杷島橋アンダーパスは、名鉄、県道名古屋祖父江線、JR東海道線、JR東海道新幹線の4つの橋梁の下をくぐる堤防道路で、西区及び中村区に跨っている。

下流側の閉鎖を担当する中村土木事務所とはリアルタイムで共通の認識を持ち、現場での交通の流れを確認しながら、連携して閉鎖・開放作業を実施している。

- 東海豪雨での新川決壊と対応

平成12年9月12日未明東海豪雨で増水した新川左岸堤防があし原公園付近で破堤し、濁流により、道路・水路・街路灯の損壊や家屋の損壊・損傷、駐車車両の損傷が起きた。職員は破堤した箇所への土のう作成、土のう積み、道路障害物の除去活動等、4日間帰宅せずに対応にあたった。

その後、東海豪雨を機に雨水対策の整備がなされてはいるが、複数の河川、農業用水等がある西区では重要な水防施設がいたところにある。毎年の職員研修等を通じて意識の啓発を図るとともに、被害の防止と円滑な水防活動に備えている。



西土木事務所

中村土木事務所

- 中村公園夏まつりの開催

昭和34年から中村公園振興会等と協力し、中村公園夏まつりを開催している。花火鑑賞会や盆踊り大会、写生会、書道展等、地域の夏の風物詩となっている。

指定管理者制度導入(平成28年度)前は、職員が盆踊りの櫓やステージ設営の手伝い、屋台出店等を行っていた。

また、打上花火のための消防署への届出や雑踏警備等も担当していた。事務所にとっては苦労も多いが思い出深い一大イベントであった。

- 西柳公園の環境改善

長らくホームレスの越冬支援の舞台となった西柳公園が名駅変電所(平成28年完成)工事を機に再整備された。公園内の喫煙者の増加等、新たな課題が生じてきたものの、名古屋駅地区街づくり協議会と共に定期清掃を行うなどし、環境改善に努めている。

- 放置自転車追放への努力

かつて放置自転車数全国ワースト1となった名古屋駅周辺において、平成24年の有料化後も放置自転車の撤去活動や街づくり団体、地元、関係機関等と連携した放置自転車追放月間の啓発活動を行うなどし、名古屋の玄関

口の環境改善に取り組んでいる。

- リニア整備に係る調整事務

リニア中央新幹線の整備を機に、平成31年度から当該整備工事等に伴う道路占用事務を主に扱う職員が配置され、鉄道事業者や関係部局との調整を行っている。



中村土木事務所

中土木事務所

- 「違法看板なくし隊」

平成15年、人・車がふくそうする中区の道路環境を良好に維持するために、不法物件に対する是正・撤去を行い、安全で快適な道路・交通環境の確保を目的として発足した。

当時、違法看板が多く対策に苦慮していたところ、地元栄学区の委員長から「地元(学区や商店街)も参加するから違法看板を何とかしよう」と提案があり、同年12月から活動を開始した。

活動場所は、広小路通・大津通・久屋大通・錦三地区を中心に実施している。

現在の主なメンバーは、地元(学区、商店街)、中警察署、中区役所、住宅都市局、緑政土木局道路管理課、中土木事務所から構成され、月2回程、20~30名で活動している。

活動内容は、実施するコースを道路パトロール車やのぼり旗で啓発しながら、道路上に置かれている広告看板、のぼり旗、商品等

の不法物件に対する指導を行う。

具体的には不法物件を道路上に出している店等に対して、道路上に置いてはいけないことをチラシ等を使って説明してその場で是正させ、店が休みの場合は、不法物件に注意書を張り付けている。

- 「らく書き消し隊」

平成15年、これまで久屋大通公園周辺で落書き消しボランティア活動を実施していた「愛知昭和会」からの助言をもとに、地元住民、関連企業、行政が一体となって、美しいまちづくりを目的として発足し、年数回活動している。

活動場所は、主に久屋大通公園、若宮大通公園等の公園、ほか地元町内で実施しており、公園トイレの壁、歩行者系サイン、街路灯、民家の壁等の落書きを消すため、薬品、ペンキ、高圧洗浄機等を使用して作業している。

- 「花咲かせ隊」

平成15年、白川公園のホームレス小屋跡地を対象に、行政が地域住民と協働で行う草花植栽活動として発足し、年数回活動している。

参加団体は、中土木事務所のほか、公園愛護会、商店街、地元の学校等で構成され、活動は白川公園をはじめ、仲の町公園、久屋大通公園、矢場公園、下園公園等、中区内の公園で実施しており、各種花の球根や種の植え付け、プランター、ハンギングバスケット設置等を行っている。

- 白川公園における行政代執行について

白川公園では、ホームレスが所有する小屋等の不法物件が支障となり、園内の植物の適正な維持管理ができず、台風による倒木が発生するなどして、公園利用者に危険を及ぼすおそれがあった。

そのため、公園機能回復を目的とした白川

公園の改修工事を実施することとなり、工事実施に先駆けて、適正利用指導や福祉相談、緊急一時宿泊施設の設置等を行った結果（適正利用指導は緑政土木局、福祉相談、緊急一時宿泊施設の設置は健康福祉局が実施）、最大250件あった不法物件が、平成16年10月時点で、残り40件まで自主撤去された。

しかし、依然として不法物件が存置し、工事の支障となっていたことから、除却命令等の手続を経て、最後に残った8件の不法物件に対して、平成17年1月24日、のべ674名（職員311名、警備員207名、警察職員80名、委託業者76名）を動員し、行政代執行を実施した。



中土木事務所

昭和土木事務所

- 関連機関等と連携した道路啓開訓練

平成22年から、警察署、地元建設業者と「合同防災訓練」として道路の啓開訓練を実施しており、平成27年からは、区役所、消防署も加わり、「合同道路啓開訓練」を実施している。

- 川名公園における取組み

平成30年に川名公園が完成し、市民団体（川名公園森づくり隊・ゆめ緑道ごきそ・花と緑のまちづくりなごやボランティアの会）との協働や防災施設の使い方を地元小学生に説明・体験してもらう「防災授業」を地元造園業者の協力も得ながら実施している。

- 鶴舞駅の放置自転車対策

JR鶴舞駅公園口の東側道路を中心に、放置自転車と自動車や歩行者との接触等のトラブルが相次ぎ、自転車整理が毎日必要であった。

そのため、鶴舞駅の放置自転車対策について、平成24年9月1日から駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定するとともに自転車駐車場を有料化することで対策を強化した。



昭和土木事務所

瑞穂土木事務所

- 山崎川の桜

石川橋から落合橋までの2.5kmに約600本の桜並木が続く。

昭和3年に石川土地区画整理組合の解散記念として石川橋から左右田橋までの両岸に500本の桜を植えたことが始まり、平成2年には「さくら名所100選」に選ばれ、全国レベルの名所となった。

平成元年からは鼎小橋を中心としたライトアップを実施し、幻想的な夜桜を提供している。

山崎川の桜も次第に老朽化が進み、順次若木への植え替えや植栽環境の改善等を行い桜並木の保全に務めている。令和3年度には「山崎川のサクラ保全プロジェクト」による寄附金を活用して桜の更新を行った。



瑞穂土木事務所

熱田土木事務所

- 「メダカの学校の入学式」

毎年4月、熱田街園の水景施設において、高蔵幼稚園の皆さんが、名古屋熱田ライオンズクラブから寄付されたメダカ3,000匹を放流している。この「入学式」は昭和61年から続いており、皆さんの地域を思いやる気持ちが詰まった行事となっている。

- 御田跨線橋

JRと名鉄を跨ぐ御田跨線橋は、かつて「開かずの踏切」と呼ばれ、車の立ち往生や、人が電車に接触するなどの事故も多く、住民から多数の改善要望が寄せられる踏切であった。

踏切から立体交差化への検討段階では、踏切と幹線道路までの距離が短く、車が通行できる橋の整備が困難であった。そのため、踏切の利用状況調査、地元への説明会を経て、自動車の通行を禁止し、歩行者・自転車が通行できる橋とした。

整備工事は平成24年7月に踏切を廃止して始まり、平成28年9月にエレベーターが併設された安全な橋となり供用を開始した。



熱田土木事務所

中川土木事務所

- 新前田橋左岸北連続アンダーパスの道路閉鎖
庄内川の新前田橋左岸北連続アンダーパスについて、大雨により河川水位が基準に達した際は、中村土木事務所と連携して道路閉鎖作業を実施している。

- 戸田川河川管理用通路の整備

戸田川左岸の河川管理用通路に面した沿線住民から、生活道路として利用しているため舗装して欲しいとの要望があり、平成24年に沿線住民全員の署名を伴う要望書が提出され、平成26年に市道認定し、平成27年から平成29年にかけて舗装を実施した。

また、戸田川右岸の河川管理用通路でも、地域住民から自転車歩行者用道路として舗装して欲しいとの要望があり、令和3年に沿線住民全員の署名を伴う要望書が提出され、令和4年に市道認定し、令和5年に舗装を実施した。

- 戸田川における関連団体との協働

区役所が主催する戸田川一斉清掃に平成16年から参加し、地元住民、建設会社及び民間企業と共に戸田川周辺を清掃することで、地域の方々に身近な川への愛着を抱いてもらい、川の浄化に対する機運向上に向けた取り組みを行っている。

- 荒子公園における地域との協働

平成25年度末頃から荒子公園において、「前田利家・荒子梅苑を育てる会」と土木事務所が連携し、約300本の梅の維持管理を行うなど、梅の名所化に向けた取り組みを進めている。



中川土木事務所

港土木事務所

- 区役所との同一庁舎化

区役所との連携強化を目的とし、港区役所の税務関係が集約され空きスペースができたこと並びに区役所近くの名高速高架下用地を確保できる見込みが立ち、事務所近くに車庫棟が建設可能となったことで防災活動拠点としての機能強化を図る十分なスペースが得られることとなったため、平成27年1月に移転し、港土木事務所と港区役所との同一庁舎化が実施された。これにより、地域要望の情報共有、災害対応業務の相互理解が深まるなどの効果が得られた。

- 茶屋新田区画整理事業

茶屋新田区画整理事業では、「名古屋市新斎場建設事業に伴う協定」に基づき、個性ある優れたデザインと緑豊かで質の高い空間を目指し、万場藤前線における電線共同溝整備、歩道ILBやガードパイプの仕様向上及び植栽樹種のグレードアップが図られた。区画整理事業者からの整備済み道路の移管は令和

5年10月から開始される。

- 船頭場公園の整備

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う巨大津波により甚大な被害がもたらされたことを受け、新川西側の標高ゼロメートル地帯に位置する港区福田学区では、津波から命を守るための避難場所を求める声が高まった。

平成26年度になり、地元住民による命山や津波避難タワー等の他都市先進事例の視察、意見集約が精力的に進められた結果、「津波から避難できる高台整備」の要望が出された。これと時を同じくして、本市の「震災に強いまちづくり方針」に津波被害の視点が追加されたことを受け、平成5年度から順次工事が進められていた船頭場公園内に高台広場を整備することとなった。

平成27年に地元住民との意見交換を行い、高さT.P.+7m、約3,400m²の規模とすることを決定し、令和6年度末の整備完了を目指し工事が進められている。

- 港まちづくり協議会

平成18年8月の「ボートピア名古屋」開設に伴い、競艇を施行する自治体から名古屋市に交付される「環境整備協力金」を用いて、住民と行政との共同によりまちづくり事業を検討・実施する団体として設立された。

土木事務所は、区役所や総務局等の行政機関の一員としてまちづくり計画の策定に参加するほか、道路や公園の環境整備等の要望を受けて多くのハード整備を実施してきたが、近年は協議会事業が音楽やアートのイベント開催、「ぶらり港まち新聞」の発行をはじめとする情報発信等のソフト事業に移行したことで、施設の維持修繕に限られている。



港土木事務所

南土木事務所

- 道德公園のクジラ像

道德公園のクジラ像は、昭和2年東海市聚楽園や西尾市刈宿の大仏の作者「後藤鉄五郎」氏により制作され、平成23年には本市の認定地域建造物資産に認定された。クジラ像は平成9年に塗装された後、特に手入れされていなかったが、平成28年ボランティアグループの方により塗装の塗り直しが行われ、市長から感謝状が贈呈された。

なお、クジラ像は令和3年に国の登録有形文化財に登録された。

- 笠寺公園きんさん桜・ぎんさん桜

笠寺公園に仲良く並んでいるきんさん桜・ぎんさん桜は、樹齢1500年といわれる長寿の桜として知られている根尾村、現在の本巣市の「淡墨桜」と双子の長寿姉妹きんさんぎんさんとの「長寿」の縁で、きんさんぎんさんの住まいであった南区に平成12年「長寿のおすそ分け」として植樹された。

植樹から12年の歳月を経て、すくすくと大きく育ち、より多くの方に親しんでもらうため、平成24年に、南区役所から笠寺公園内へ引っ越しをした。

笠寺公園の周辺には、「桜」のついた地名が多くあり、かつては「さくら村」と呼ばれていた。

また、笠寺公園は、「見晴町」という町名が表すとおり大変見晴らしが良く、また桜の植樹活動が毎年されており、きんさん桜・ぎんさん桜の引っ越し先となった。

桜の植樹活動を行っている「緑のまちづくり会」は、南区の桜学区及び春日野学区を母体とし、活動承認団体として、「かつてのさくら村を復活させよう！」と、平成20年から桜を公園や道路へ植樹し、南土木事務所と協働で維持管理を行っている。



南土木事務所

守山土木事務所

- 平成23年9月台風15号への対応

吉根地区において、庄内川の水位上昇や、吉根排水路・至来川の氾濫、内水氾濫により甚大な浸水被害が発生した。そこで、本市として吉根排水路の護岸嵩上げや新たな排水路・雨水貯留施設等の治水施設の増強を行った。併せて、移動式ポンプ2台の配備や、水位計・水防サイレンの設置を行った。

また、下・中志段味地区において、庄内川からの越水や、バックウォーター現象で長戸川・野添川からの越水も発生した。そこで、急遽、夜間に緑政土木局を挙げて土のう積みを実施したり、国・本市で堤防の強化や嵩上げを実施したりした。

さらに、中・上志段味地区において、大広見池(愛知県管理)の破堤により、下流のカケ

ヒ池に多量の雨水が流入して土堤部分が決壊した。これにより堰堤上部の市道も被災して通行不能となった。そこで、直ちに通行止め措置と二次災害防止のための大型土のう積みを実施した。堰堤は愛知県管理であるが、通行止めの早期解消のために本市において堰堤及び市道の復旧工事を行うこととし、平成24年3月1日に開通させた。

- 国道155号の通行規制対応

国道155号は過去に幾度となく落石、倒木、地滑り等による道路災害が発生している。

これらの災害に備えて、昭和51年からは守山土木事務所設置の雨量計の観測による時間雨量、連続降雨量のいずれか、また、昭和61年からは東谷地区の雨量計の観測による時間雨量、連続降雨量のほか地中変位、地表変位のいずれかが規定値を超えた場合には通行規制を実施し、関係行政機関への連絡及び現場巡視を行っている(令和4年度末までに通行規制40回)。このため、通常の水防体制とは別に、当該道路用の配備体制も構築し、対応に当たっている(令和4年度から規制実施時の現地対応をすべて委託化)。



守山土木事務所

緑土木事務所

- 花水緑の会との連携

平成14年に設立された花水緑の会と連携し、花と緑のまちづくりを進めている。毎月

「花水緑の会」調整会議が緑区役所で開催され、緑区役所と共に参加し連携を図っている。花水緑の会の各構成団体は、街路樹の植えマス・公園・公園予定地等で、草花・花木の植栽や維持管理等の活動に取り組んでおり、土木事務所は活動場所の調整、資材の提供、市制度や専門知識についての情報共有等で協力している。

- 東海豪雨(平成12年9月)における被害対応
鳴海町伝治山の民地で崖崩れが起き、消防・区役所の救援依頼を受けて地元業者7社にて土砂撤去・土のう設置・シート張りの対応を行った。

また汐田地区の浸水により汐田ポンプ所内に防水壁を越えて雨水が流入し、ポンプ機能が停止した。緑区内の浸水箇所は900haに及ぶものであった。

道路の災害復旧(がけ崩れの土砂処理)、河川等の災害復旧(蝮池排水路の排水路整備、二ツ池の堤体整備)、ポンプ所の災害復旧、準用河川鞍流瀬川の護岸工整備、籠池はじめ24池の堆積土砂処理に取り組み、速やかな機能復旧に努めた。

- 無償使用貸借契約を権原とした道路認定
大高町火上山にある氷上姉子神社は熱田神宮創祀にゆかりの深い古社である。仲哀天皇の時代に創祀され、持統天皇四年(690)、現在地に遷座された。熱田神宮が所有管理する参道約554mは、地域住民の利用する生活道路として活用されてきたが、近年の周辺の市街化により通過交通が増加し、参道の所有者による維持管理が困難な状況となり、地域の懸案事項となっていた。

平成19年に地域から「緑区大高学区内生活道路の維持管理に対する要望書」を受け、本市が維持管理に必要な、土地の権原の取得について、熱田神宮との協議を重ね、寄付によ

らない無償使用貸借契約を名古屋市と平成26年1月に締結した。これにより、参道部分の権原を取得し新たに道路認定を行い、本市が維持管理を行うこととなった。



緑土木事務所

名東土木事務所

- なでしこKADAN

なでしこKADANは、名東区役所の事業として、平成24年度から実施している。コミュニティセンターや公園の花壇やプランターを利用し、意欲のある区民や市民活動団体等に名東区の花「ナデシコ」を植えて育ててもらい、花や緑の連続した、華やかさやうるおいのある区の景観をつくっている。

また、花を植え育てる活動への参加を通して地域コミュニティの活性化を図り、名東区の特徴を出した統一感のある美しい街並みづくりを推進している。

- 猪高緑地の森づくり

緑のパートナーである「名東自然倶楽部」と平成25年度に緑のまちづくり条例に基づく協定を締結し、協働によって、通年の樹林地管理、春から秋にかけて棚田の運営管理を行うとともに、市民参加を募り、竹林管理体験会や自然体験会等のイベントを開催している。

- 東山グリーンウェイ

東山グリーンウェイ事業は、平成17年に開催された愛・地球博を契機として、東山公園

から東名高速名古屋インターチェンジにつながる広小路線とその沿線において、市民・企業・行政のパートナーシップによって、緑あふれる快適な空間づくりを進める取り組みである。平成14年12月に沿線の団体等によって「名東区東山グリーンウェイをつくる会」が組織された。名東生涯学習センターで花苗の育て方講座を開催したり、花苗を配布したりしていたが、事業としては平成26年度をもっておおむね終了した。平成27年度以降は、名東ライオンズクラブから花苗の提供を受け、北一社学区・名東学区のボランティア市民によって一社駅周辺における花苗の植え付けと日常管理を行っているほか、上社ジャンクション周辺でもグリーンウェイ事業を契機に設立された街路樹愛護会が活動を継続している。



名東土木事務所

天白土木事務所

- 細口池スイセン復活プロジェクト

平成元年に花の名所公園としてスイセンの球根が植えられた細口池公園には、池の周囲にたくさんのスイセンが咲いていたが、植えられて十数年以上経過し、スイセンが減少してしまっていたため、平成29年に地元有志により結成された細口池公園スイセンを育てる会と連携した『細口池スイセン復活プロジェクト』により、球根の植え付け箇所の掘り起こしや、球根の植え付けを実施している。

- 東海豪雨(平成12年9月)における野並地区の被害対応

野並地区は西を天白川、東を郷下川、南を藤川に囲まれた地域であり、東海豪雨においては、床上浸水1,040世帯、最大水位2.7mと区内最大の浸水被害を受けた。

野並地区の浸水は、郷下川が越水し、郷下川流域の水が流れ込んだことが原因のひとつと考えられるため、郷下川流域の水が野並排水区に流入しないよう、雨水整備事業として、パラペット嵩上げや雨水管の増強を行った。

郷下川においてはT.P.+8.6mまで約20cm嵩上げし、合流先となる藤川もT.P.+8.6mまで嵩上げした。延長は郷下川で約1,000m、藤川で約120m行い、藤川はコンクリート構造で施工したが、郷下川は河川環境整備を行っているため、景観に配慮したパラペットを使用した。

- 地域協働による土のう作り

大雨による浸水被害に備え、東海豪雨以降、複数の公園に土のうを備蓄していたが、平成24年度からは、区内を流れる河川周辺の公園において、地元住民、消防団、区役所、消防署や地元の協力企業と一緒に古くなった土のうを新しく作り替るとともに、簡易水防工法の実践演習を実施している（野並公園はじめ10公園を順次更新している。）。



天白土木事務所